

令和 2 年度（2020 年度）第 1 回熊本市環境審議会

次第

日時：令和 2 年（2020 年）10 月 21 日（水）9 時 30 分～

会場：熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室

1 開会

- (1) 事務局挨拶
- (2) 配布資料の確認
- (3) 委員の紹介
- (4) 会長の互選について
- (5) 副会長の互選について
- (6) 各部会の構成について
- (7) 環境局の体制及び環境局主要事業について

2 諮問

3 議題

- (1) 審議事項 熊本市環境基本条例の改正について
- (2) 報告事項 環境分野の個別計画の審議について

4 その他

- (1) 今後のスケジュールについて

5 閉会

熊本市環境審議会(第10期)委員名簿

資料2

令和2年(2020年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

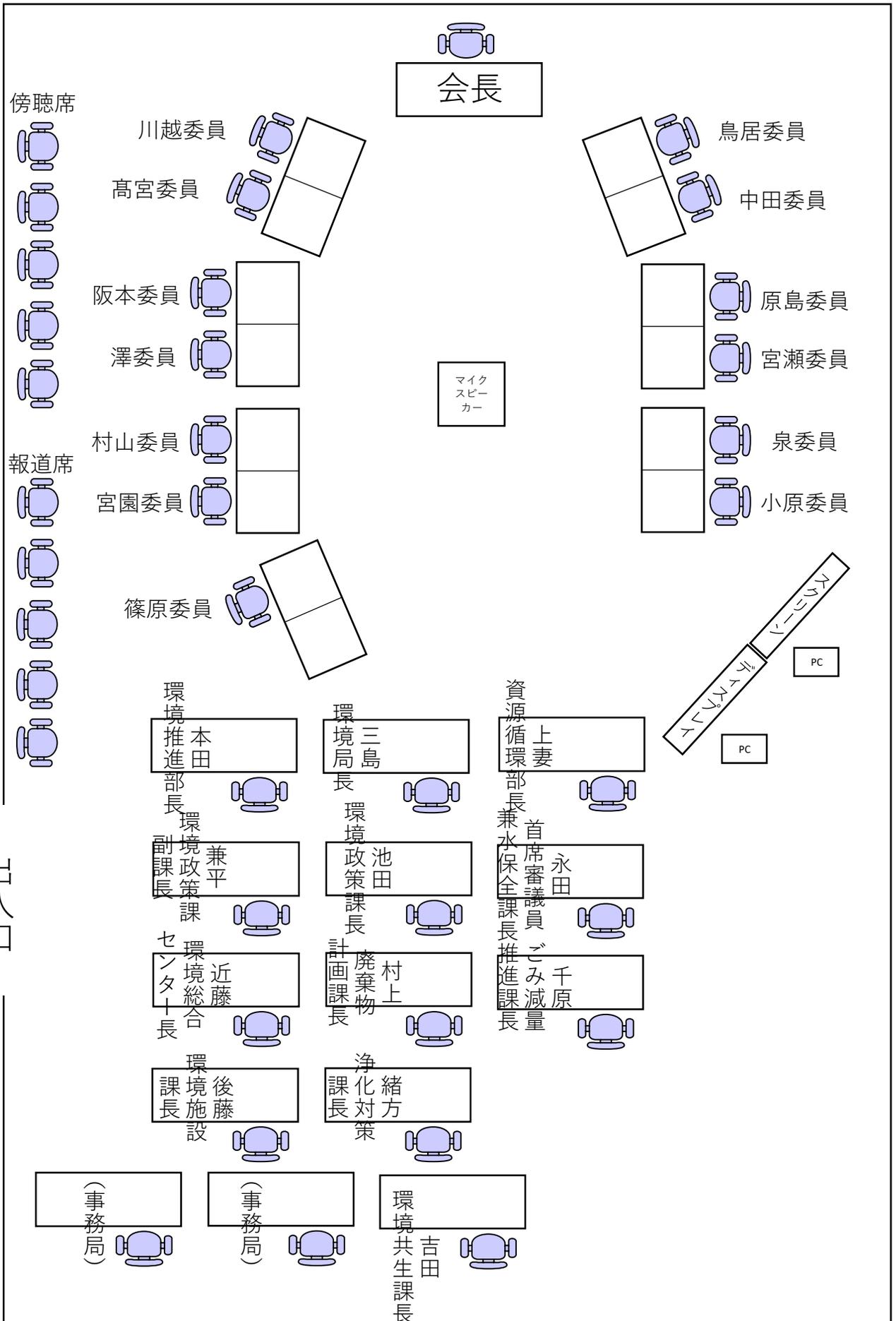
No.	資格	氏名(敬称略)	専門等	職業	再/新
1	学識経験を有する者	あべ じゅん 阿部 淳	農学・環境	東海大学農学部教授	新
2		かわごし やすのり 川越 保徳	環境 (衛生工学)	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授	新
3		しのはら りょうた 篠原 亮太	環境 (水環境科学)	熊本県環境センター館長	再
4		たかみや まさゆき 高宮 正之	環境・生物多様性学	熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授	新
5		ちよう だいしゅう 張 代洲	大気	熊本県立大学環境共生学部教授	新
6		とりい しゅいち 鳥居 修一	環境 (廃棄物)	熊本大学大学院自然科学研究科教授	再
7		なかた はるひこ 中田 晴彦	環境・農学	熊本大学大学院自然科学研究科准教授	新
8		はらしま よしなり 原島 良成	自治法・環境法	熊本大学熊本創生推進機構(法学部併任)准教授	再
9		みやせ みつこ 宮瀬 美津子	環境教育	熊本大学副学長 熊本大学教育学研究科教授(併任)	再
10	機 関 の 職 員 関 係 行 政	いずみ ゆうき 泉 勇気	国関係	九州地方環境事務所環境対策課長兼統括環境保全企画官 ※令和2年(2020年)7月10日～令和5年(2023年)3月31日	新
11		こはら まさゆき 小原 雅之	県関係	熊本県環境生活部環境局長	新
12	適 当 と 認 め る 者 そ の 他 市 長 が	さかもと けいこ 阪本 恵子	事業者代表	熊本商工会議所女性会会長	再
13		さわ かつひこ 澤 克彦	環境教育・協働	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州地方環境パートナーシップオフィス業務責任者	再
14		みやその ゆきよ 宮園 由紀代	消費者代表	熊本消費者協会副会長	再
15		むらやま かつとし 村山 勝年		公募委員 ※令和2年(2020年)6月1日～令和5年(2023年)3月31日	新

熊本市環境審議会(第10期)部会名簿(案)

資料3

部会	部会の事務分掌	役職	氏名	専門等	職業
総合	<ul style="list-style-type: none"> ・環境総合計画に関すること ・地球温暖化防止に関すること ・新エネルギーの利用促進に関すること ・その他 生活環境部会、自然環境部会に属さないこと 	部会長	しのはら りょうた 篠原 亮太	環境 (水環境科学)	熊本県環境センター館長
		副部会長	さかもと けいこ 阪本 恵子	事業者代表	熊本商工会議所女性会会長
		-	みやせ みつこ 宮瀬 美津子	環境教育	熊本大学副学長 熊本大学教育学部研究科教授(併任)
		-	はらしま よしなり 原島 良成	自治法・環境法	熊本大学熊本創生推進機構(法学部併任)准教授
		-	(新) いずみ ゆうき 泉 勇気	国関係	九州地方環境事務所環境対策課長兼統括環境保全企画官
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に関すること ・緑に関すること ・地下水の保全に関すること 	部会長	(新) たかみや まさゆき 高宮 正之	環境・生物多様性学	熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授
		副部会長	(新) あべ じゅん 阿部 淳	農学・環境	東海大学農学部教授
		-	(新) かわごし やすのり 川越 保徳	環境 (衛生工学)	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授
		-	さわ かつひこ 澤 克彦	環境教育・協働	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州環境パートナーシップオフィス業務責任者
		-	(新) なかた はるひこ 中田 晴彦	環境・農学	熊本大学大学院自然科学研究科准教授
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題に関すること ・エコライフの推進に関すること ・大気環境に関すること 	部会長	とりい しゅういち 鳥居 修一	環境 (廃棄物)	熊本大学大学院自然科学研究科教授
		副部会長	(新) ちょう だいしゅう 張 代洲	大気	熊本県立大学環境共生学部教授
		-	(新) こはら まさゆき 小原 雅之	県関係	熊本県環境生活部環境局長
		-	みやぞの ゆきよ 宮園 由紀代	消費者代表	熊本消費者協会副会長
		-	(新) むらやま かつとし 村山 勝年	-	公募委員

予算決算委員会室

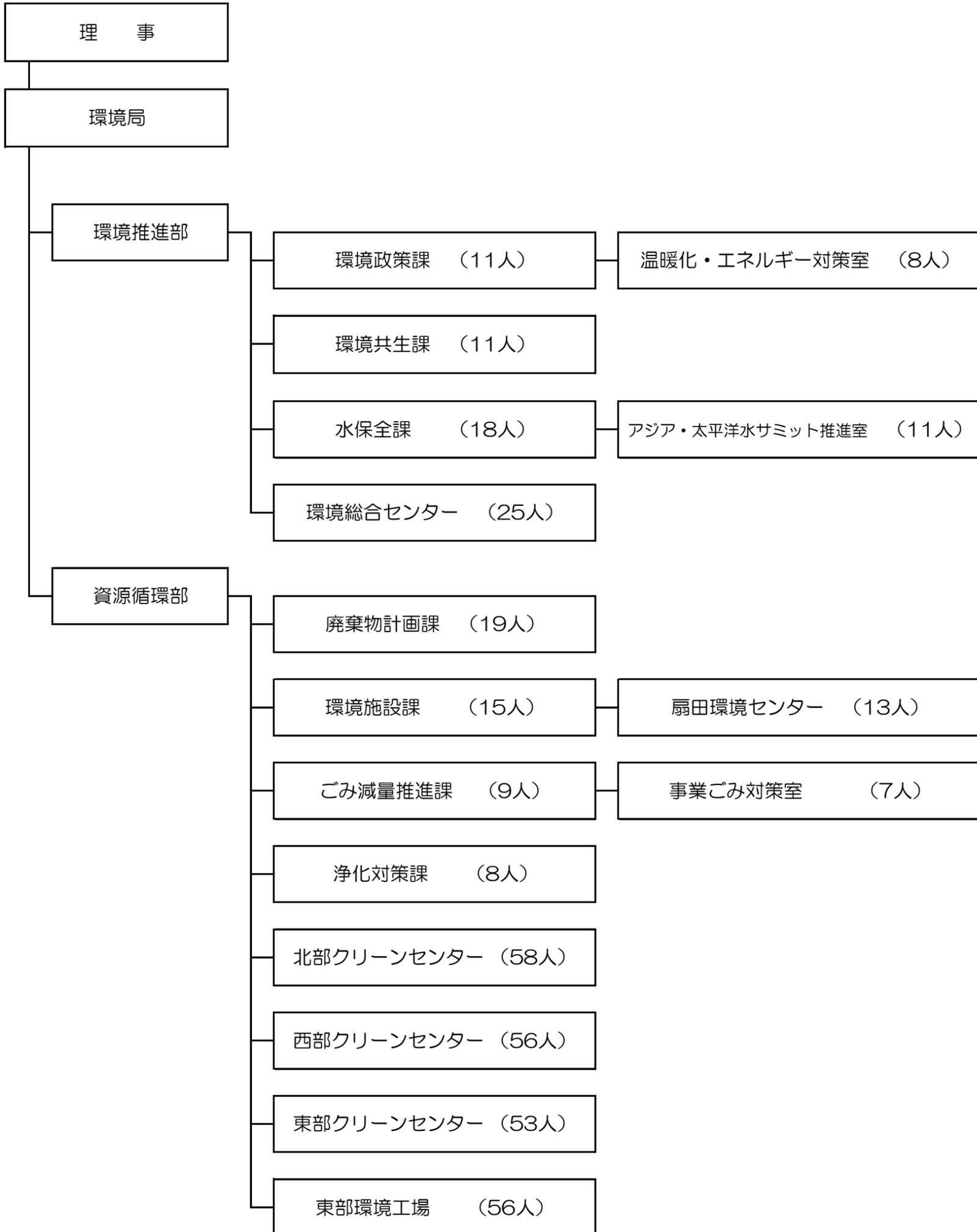


環境局組織図

資料5

令和2年（2020年）4月1日現在

【局合計 382名（正職員334名、再任用48名）】



環境局 出席者名簿

職 名		氏 名
環境局長		みしま けんいち 三島 健一
環境推進部長		ほんだ まさひろ 本田 昌浩
資源循環部長		こうづま けんじ 上妻 賢治
環境政策課	課長	いけだ よしかず 池田 賀一
//	副課長	かねひら しんいち 兼平 進一
環境共生課	課長	よしだ かおり 吉田 香織
水保全課	首席審議員兼課長	ながた つとむ 永田 努
環境総合センター	所長	こんどう よしき 近藤 芳樹
廃棄物計画課	課長	むらかみ しんいち 村上 慎一
環境施設課	課長	ごとう しげる 後藤 滋
ごみ減量推進課	課長	ちはら なおき 千原 直樹
浄化対策課	課長	おがた ひろゆき 緒方 宏行

環境局主要事業 熊本市第7次総合計画との関係

分野別施策の基本方針

- 1 互いに認め支え合い、誰もが平等に参画できる社会の実現
- 2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- 6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 8 安全で利便性が高い都市基盤の充実

5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全、自然環境の保全や緑化の推進に資する施策を展開するとともに、良好な生活環境を維持・形成するため、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、大気汚染の防止などに資する施策を展開します。

また、地球環境問題への対応や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。

加えて、環境負荷低減への取組が同時に、経済の好循環につながるような取組を進め、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、相互に補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造による持続可能な社会の実現を目指します。

① 良好な地球環境や生活環境の保全

② 魅力ある多様な自然環境の保全

③ 持続可能な循環型社会の構築

④ 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現

① 良好な地球環境や生活環境の保全

事業展開の基本方針

1 地球温暖化対策の推進

2 安全・安心な生活環境対策の推進

3 環境衛生における調査研究や情報の発信

4 環境保全活動を実践できる人材の育成

主な取組

(1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進

(2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進

(3) 大気汚染対策や騒音・振動など防止対策の推進

(4) 野生動物に起因する生活被害の防止・軽減

(5) 有害化学物質などに関する状況把握と調査研究体制の整備

(6) 環境啓発・環境教育の推進

主な事業（予算額は令和2年度当初予算）

エネルギー政策推進経費 187,374千円
市民の太陽光発電設備の設置、電気自動車等の購入への補助金交付や、民間活力による施設への蓄電池等の設置により省エネルギーを推進します。

市庁舎等照明灯LED化整備経費
(債務負担行為 令和2～11年度 2,043,000千円)
学校及び消防施設照明灯のLED化に係る灯具等の交換や維持管理を行います。

温暖化対策推進経費 6,780千円
熊本連携中枢都市圏の18市町村で地球温暖化対策実行計画を策定します。

新型コロナウイルス検査体制強化経費
144,900千円（※令和2年度9月補正後予算）
PCR等検査に必要な全自動遺伝子検査システム及び試薬を購入します。

② 魅力ある多様な自然環境の保全

事業展開の基本方針

1 恵まれた水資源の保全

2 生物多様性の保全と持続可能な利用

3 健全な森づくりの推進

主な取組

(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全

(2) 広域連携や協働による地下水の保全

(3) くまもと水ブランドの発信

(4) 生物多様性の普及啓発と情報発信

(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全

(6) 協働による緑の創出と保全・活用

(7) 適正な森林管理の推進

(8) 森林環境教育や市民による森づくり

主な事業（予算額は令和2年度当初予算）

東部堆肥センター管理運営経費 141,000千円
 硝酸性窒素による地下水汚染を改善するために、発生源のひとつである家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化を行うための施設を運用します。

白川中流域かん養推進経費 56,750千円
 地下水を育む重要な地域である白川中流域において、転作田を活用し、水田湛水事業を実施します。

アジア・太平洋水サミット開催経費 195,000千円
 熊本地域の住民・事業者・行政による連携・協働の広域的な地下水保全の取組を世界にアピールするとともに、この取組を未来へ継承するきっかけとするため、第4回アジア・太平洋水サミットを熊本市で開催します。また、この機会に熊本地震からの復旧・復興を世界に発信します。

全国都市緑化フェア開催推進経費 75,300千円
 全国都市緑化フェアの開催を見据え、市民の緑化意識の高揚を目的とした一人一緑化運動を推進し、会場となる立田山の整備等を行います。

自然環境保全経費 16,700千円
 環境保護地区の保全や江津湖地域の生態系保全等に努めるとともに、アライグマなどの外来生物対策を行います。

※他局所管（農水局）

③ 持続可能な循環型社会の構築

事業展開の基本方針

1 ごみ減量に向けた3Rの推進

2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理

3 プラスチック対策の推進

主な取組

(1) 3Rの意識啓発及び環境美化の推進

(2) 食品ロスを含むごみの発生抑制（リデュース）の推進

(3) 再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進

(4) 適正なごみ処理の推進と体制の整備

(5) プラスチックの資源循環

(6) プラスチックごみによる公共用水域の汚染対策とプラスチックごみの流出抑制

主な事業（予算額は令和2年度当初予算）

ごみ減量・リサイクル啓発推進経費 22,100千円
家庭ごみ・資源収集カレンダーの配布や3Rの推進など、ごみ減量リサイクルに関する様々な啓発を実施します。

食品ロス対策推進経費 6,400千円
食品ロス削減計画策定に向けた実態調査や、食品ロス削減のための様々な啓発を行います。

資源物持ち去り対策経費 34,263千円
資源物等の持ち去り行為を防止するため、資源物等の収集日において、市内一円のごみステーションの監視パトロールや必要な立入調査等を実施します。

資源物再資源化推進経費 1,356,000千円
空きびん、空き缶、ペットボトルなどの資源物等を収集して、リサイクルを推進します。

マイクロプラスチック調査等経費 2,000千円
プラスチックごみ問題の解決に向け、江津湖のマイクロプラスチックの発生要因に関する調査や対策の検討、市民への意識啓発を行います。

④ 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現

事業展開の基本方針

1 良好な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備

主な取組

(1) 公共下水道の整備

※他局所管（上下水道局）

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

小型合併処理浄化槽設置費助成 116,237千円
合併処理浄化槽の設置費や単独処理浄化槽の撤去費を助成します。

(3) 高度な汚水処理

被災合併処理浄化槽設置支援経費 9,600千円
合併処理浄化槽の新設・取替を行う被災者を支援します。

※他局所管（上下水道局）

熊本市環境基本条例の改正について （骨子案）

R2(2020).10月 環境政策課

目次

- I 条例改正に向けて
- II 条例の概要
- III 現行条例制定時の背景と現状整理
- IV 条例改正の必要性
- V 主な改正内容
- VI スケジュール

本日ご審議いただきたい事項

I 条例改正に向けて

○ 昨年7月「SDGs未来都市」の選定を契機に、本市では、あらゆる施策においてSDGsの視点を踏まえた取組を進めている中、環境行政においても、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、「脱炭素社会の実現」などの新たな環境課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要。

○ そこで、環境基本条例を、これまでの取組に加え、新たな環境課題にも対応する時代に即した内容とするため、条例の改正を目指したい。

○ また、本条例に基づき策定する環境総合計画においても、新たな環境課題への対応を取り入れたいと考えている。

○ 以上より、まずは環境基本条例の改正を行い、改正後の条例の趣旨を踏まえて、次期環境総合計画の策定を進めたい。



環境基本条例の改正の基本的考え方及び次期環境総合計画の策定(第3回以降)にあたり、熊本市環境審議会委員の皆様から、ご意見を賜りたいと考えております。

Ⅱ 条例の概要

豊かな地下水や緑、風格ある歴史、文化といった環境の保全・創造に取り組むことが一番重要であり、かつ、環境問題に積極的に取り組むことが市政の重要な課題であるとの認識のもと、環境行政のよりどころとなる基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和63年10月1日に「熊本市環境基本条例」を制定した。

前文

・法律に明文化されていない「環境権」を理念として掲げる。(制定当時は全国的モデルケースとしての意義を有した。)

目的・定義(第1条、第2条)

・環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、良好な環境の確保を図り市民福祉の増進に寄与
・「良好な環境」とは、生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

責務(第3条～第5条)

<市の責務>

良好な環境確保のための基本的かつ総合的計画策定、市民意識啓発

<事業者の責務>

良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずる等

<市民の責務>

自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力

市の施策(第6条)

- ・公害防止、土地の適正利用、都市景観の保全等、生活環境の確保に関すること
- ・都市緑化の保全、地下水の保全等、自然環境の確保に関すること
- ・伝統的建造物の保存、文化財保護等、歴史的・文化的環境の確保に関すること

国への要請、行政指導(第7条、第8条)

- ・市長は、良好な環境を確保するため、国等に必要な措置を要請
- ・市は、良好な環境に対する侵害を防止(除去)除去するため、市民等に指導等

あっせん、調停(第9条)

市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたる

審議会(第10条)

良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する環境審議会を設置

委任(第11条)

委任規定

Ⅲ 現行条例制定時の背景と現状整理

背景① 「社会情勢の変化と都市化の進展で**自然環境の悪化**が進みつつあった。

「緑の減退」
「地下水の減少」

条文(Plan)

- 前文
「最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展
…恵まれた環境が損なわれ…」
- 第3～5条 市・事業者・市民の努力義務
- 第6条 市の施策として記載

条例の運用(Do)

市・事業者・市民の努力と、個別の実践条例制定等により、一部の自然環境の悪化には一定の抑制が図られた。

評価(Check)

- 近年、一部の自然環境の悪化の流れは改善されつつあるが、**引き続き長期的な対応が必要**。(次ページ参照)
- 加えて、生物多様性の損失やマイクロプラスチック問題といった**新しい環境破壊への対応や、脱炭素社会の実現への対応、SDGs達成に向けた取組も必要**

条例の改正(Action) = 改正1

時代に即した条例に改正

背景② 「ラブホテルやマンションなどの**建設にかかる調整機能がなかったことから、住民・業者間のトラブルを解決できなかった。**」

条文(Plan)

- 第2条 良好な環境で「生活環境」を定義付け
- 第9条 あっせん・調停(環境紛争調整員会)の実施

条例の運用(Do)

- あっせん・調停の実施により、居住環境や市街環境の悪化を抑制
- 環境紛争調整員会では、半数以上が住民と事業者が折り合わず「打ち切り」に(33件中取り下げ等19件)

条例の改正(Action) = 改正2

条例で趣旨を明確化

評価(Check)

- あらためて、**あっせん・調停の趣旨の明確化が必要**

Ⅲ 現行条例制定時の背景と現状整理

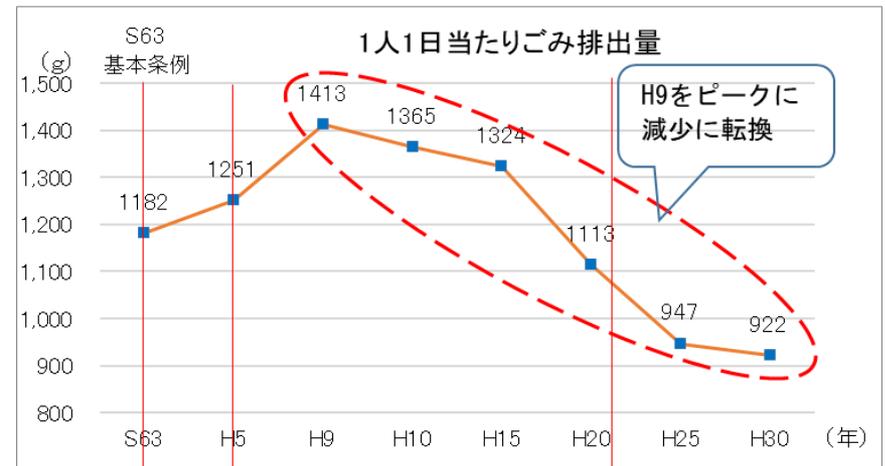
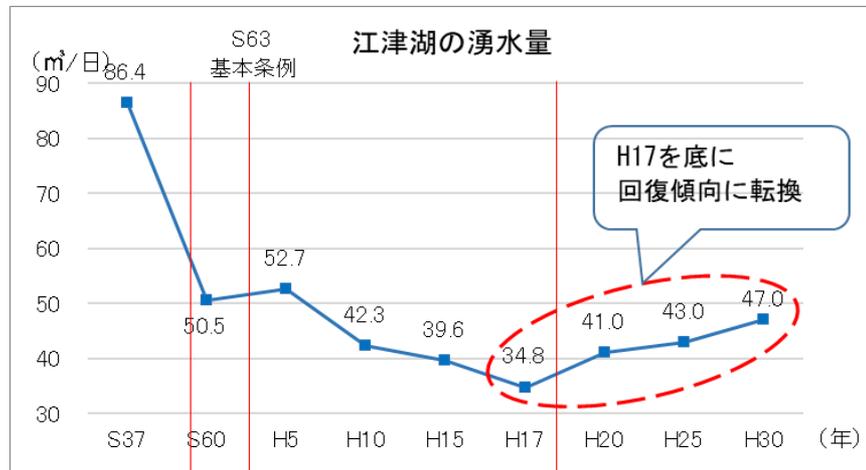
「一部の自然環境の悪化の流れは改善されつつある」・「条例制定による成果」とは…

<「江津湖の1日当たりの湧水量」について>

- 昭和37年の約86万m³から平成17年には約35万m³まで減少したが、平成30年には約47万m³まで回復
- 地下水量については、長期的な悪化の傾向は底を打ち、改善の傾向にあると考えるが、環境保全は長いスパンで取り組む必要がある。引き続き、将来を見据えた息の長い取組が必要

<「1人1日当たりごみの排出量」について>

- 条例制定時の1,182gから平成9年には1,413gまで増加したが、平成30年には922gまで減少
- 環境負荷の小さな社会システムに変えていくには、引き続き、ごみの減量に取り組む必要がある。



S51
地下水保全都市宣言
S52
地下水保全条例

H19
地下水保全条例
(全面改正)

H2 廃掃条例
H5 透明ごみ袋

H21
有料化

第3次地下水保全プランを参考に作成

廃棄物処理事業概要を参考に作成

IV 条例改正の必要性

改正1 時代に即した改正(新たな環境課題への対応)

環境に関する基本的な施策の方向性を条例で定めるとともに、既存の環境課題に加え、新しい環境課題(生物多様性の損失、マイクロプラスチック問題等)に長期的に対応する施策の実効性を確保するとともに、脱炭素社会の実現へ対応するため、条例改正が必要



- ・ 持続的発展が可能な環境づくりの視点を追加
- ・ 新しい環境課題への対応として市が取り組むべき施策を追加

改正2 環境紛争調整委員会趣旨の明確化

あっせん・調停は、当事者の互譲のもと行う必要があるため、あらためて趣旨の明確化が必要

改正3 その他の対応

その他改正① … 条文の整備・明確化
その他改正② … 環境教育の推進
その他改正③ … 文言修正等

V 主な改正内容(その1)

本日ご審議いただきたい事項

1 時代に即した改正(新たな環境課題への対応)

- **前文**は本条例制定当時の状況を踏まえたものであるため、**時代の潮流を踏まえ改正**
- **第1条(目的)**は本条例にとって大きな意義を持つ条文であるところ、「現在」の市民を対象としているため、「**将来**」の市民も対象に含めた表現に改正
- **第6条(市の施策)**に、**新たな環境課題に対応する施策を追加**

改正のポイント	現行
以下を盛り込み改正 ・本条例制定後、市民、事業者、行政の努力により、 本市の一部の自然環境の悪化には一定の抑制が図られた旨 ・ 熊本市民には良好な環境を持続可能な状態で将来へ継承する責務がある旨 ・さらに、 地球温暖化の進行に伴う自然災害の更なる頻発化・激甚化といった気候危機にさらされているわたしたち には、これらに立ち向かうため、 行動の変革が求められる旨	前文 … 最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。 …
・ 「現在及び将来の市民生活」との表現に改正	第1条(目的) この条例は、…市民生活における良好な環境の確保を図り、…寄与することを目的とする。
・ 地球温暖化対策、生物多様性、循環型社会の構築 を新たな号で追加 ・ 最後に「前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること」を追加	第6条(市の施策) 市は、…次に掲げる事項について必要な措置を講ずる…。 (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成その他生活環境の確保に関すること。 (2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、河川の浄化その他自然環境の確保に関すること。 (3) 伝統的建造物の保存、…に関すること。

2 環境紛争調整委員会趣旨の明確化

- 第9条(あっせん、調停)に関し、これまで開催したもののうち半数以上が調整「打ち切り」となっている状況を踏まえ、あらためてあっせん、調停の趣旨(※)を明確化

改正のポイント	現行
<p>以下を盛り込み改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん又は調停の申し出は紛争の当事者のいずれか一方が市長に対して行う旨 ・<u>あっせん又は調停の申出があった場合は、紛争の当事者双方が委員会に参加するよう努める旨</u> ・<u>紛争の当事者双方は、委員会の場において、良好な環境を確保するために、お互い紛争の解決に努める旨</u> 	<p><u>第9条(あっせん、調停)</u></p> <p>市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。</p> <p>2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>

※本市が取り扱う想定のおっせん・調停の対象は、国や県の「公害」だけにとどまらず、未だに紛争解決の権利として限定的な事案しか救済が認められていない日照権といった広範囲な問題を取り扱うため、当事者間の互譲の精神が必要である。

3 その他の対応

<その他改正①> 条文の整備・明確化

- **第2条(定義)**は「良好な環境」のみを定義しているが、**条文明確化のため定義を追加**
- **第3条(市の責務)**は責務規定であるが、**計画策定の根拠が混在しているため、第6条(市の施策)とあわせて整理**
- **第6条(市の施策)の次に、計画策定の根拠規定を新たに追加**

改正のポイント	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・定義に「良好な環境」の他、「環境への負荷」、「地球環境の保全」及び「公害」を追加 	<p>第2条(定義) この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・第3条中「総合的計画」を「総合的な施策」に改正 ・第6条中「に規定する計画」を削除 ・第6条の次に、「計画の根拠規定を新たに追加」 	<p>第3条(市の責務) 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>第6条(市の施策) 市は、第3条第1項に規定する計画に基づき、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。</p>

3 その他の対応 (つづき)

<その他改正②> 環境教育の推進

持続的発展が可能な環境づくりの担い手育成のため、

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、
学校教育における環境教育の充実や行政・事業者・民間団体等と協働した環境教育を通じた実践的人材づくりに関する規定を追加
- 第2条(定義)に、環境教育の推進を追加

改正のポイント	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・定義に、「<u>環境教育</u>」(=<u>環境と社会、経済及び文化とのつながり</u><u>その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。</u>)を追加 	<p><u>第2条(定義)</u> この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。</p>
<p>以下を盛り込み、新たに追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、<u>家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育を推進することで、持続的発展が可能な社会を構築する旨、実践的人材の育成に努めなければならない旨</u> ・<u>ESD(持続可能な社会づくりの担い手を育む教育)の視点</u> 	

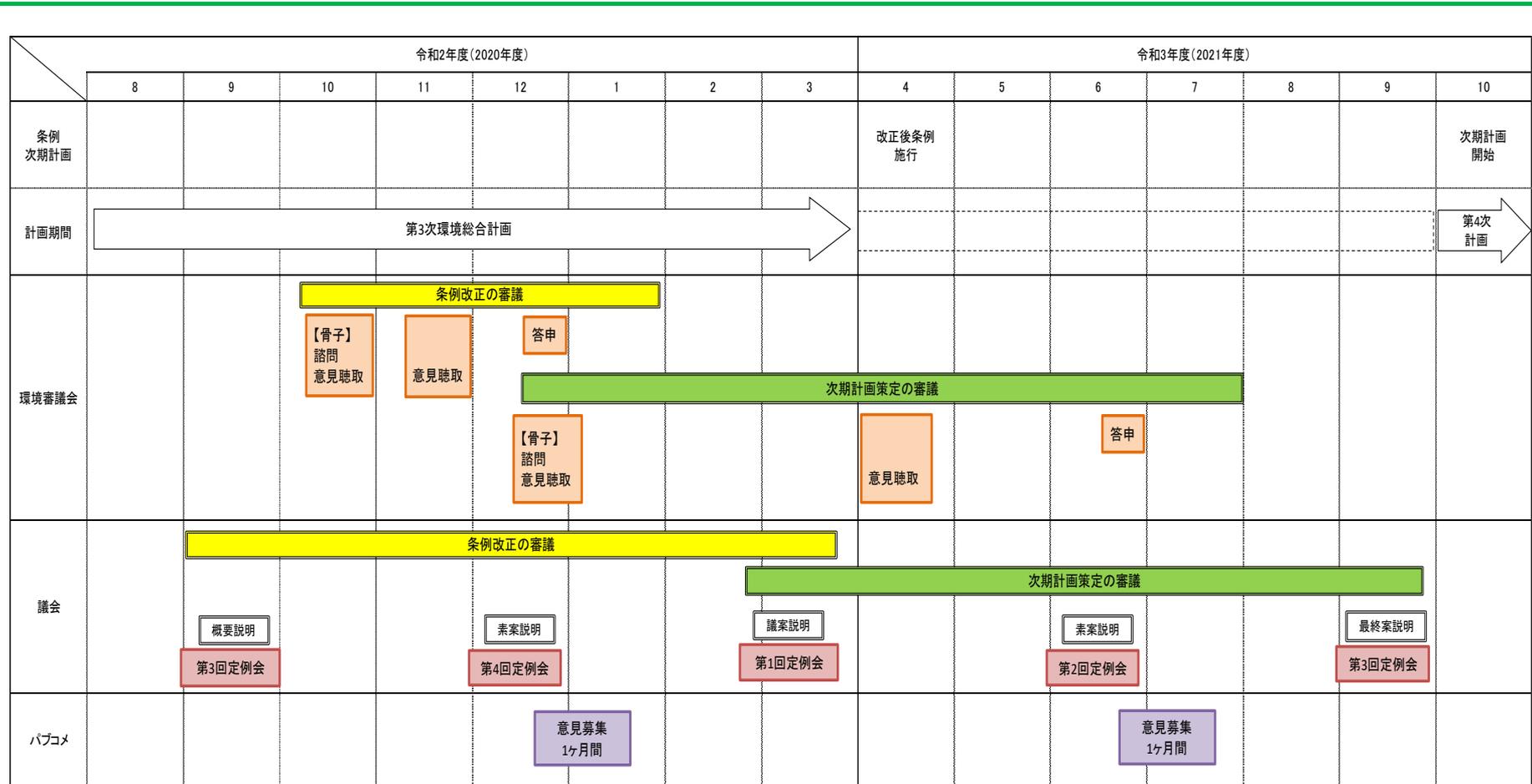
3 その他の対応 (つづき)

<その他改正③> 文言修正等

- 前文の文言修正
- 第7条(国等への措置要請)に、広域的対応などを追加
- その他、必要な規定を追加予定

改正のポイント	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・「われら」を「<u>わたしたち</u>」に改正 	<p>← <u>(前文)</u> 熊本市民は、…自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。 <u>われら</u>熊本市民にはいまこそ、…強く要請されている。 ここに<u>われら</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、…この条例を制定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の状況(多くが、国及び他の地方公共団体との<u>協力を規定</u>)を参考とし、要請に加え「協力」の追記を検討 ・<u>その他、第7条の規定の中に国が進める地域循環共生圏の考え方を踏まえ周辺市町村等との「広域的対応」の文言を追加</u> 	<p>← <u>第7条(国等への措置要請)</u> 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p>
<p>その他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地球環境保全のための国際協力の規定を新たに追加</u>など、必要な規定を追加 	

VI 今後のスケジュール



【環境基本条例改正の審議】

- ・R2.第1回(本日) 諮問及び条例改正骨子案審議
- ・R2.第2回(R2.11.18(又は25)開催予定) 条例改正審議
- ・R2.第3回(R2.12中旬開催予定) 答申

【次期環境総合計画策定の審議】

- ・R2.第3回(R3.12中旬開催予定) 諮問及び計画骨子案審議
- ・R2.第4回(R3.3下旬開催予定) 計画素案審議
- ・R3.第1回(R3.6下旬開催予定) 答申

熊本市 環境関連計画一覧

No.	分野	計画一覧	策定年度	計画年度	内容	次期計画の策定予定	審議会 案件
総合計画（マスタープラン）							
1	総合	第3次熊本市環境総合計画（改訂版）	H28（2016）	H23（2011）～ R2（2020）	熊本市環境基本条例第3条に規定された「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、環境分野の長期的な方向性及び目標を示した計画	熊本市環境基本条例改正後に第4次を策定予定	審議
個別計画							
2	自然環境保全	第3次熊本市地下水保全プラン	R1（2019）	R2（2020）～ R6（2024）	本市の地下水保全の基本方針や具体的な施策を定めた計画		
3		第4次熊本市硝酸性窒素削減計画	R1（2019）	R2（2020）～ R6（2024）	施肥、家畜排せつ物、生活排水に由来する窒素負荷を削減する対策及び目標値を定めた第3次熊本市地下水プランの行動計画		
4		熊本市水源かん養林整備方針	H15（2003）	-	森林の持つ多面的機能の中でも水源かん養林機能に着目し、その整備の方向性を明確にした上で森林整備を進めるための方針		
5		熊本地域地下水総合保全管理計画	H20（2008）	-	地下水盆を共有する熊本地域において、共通の地下水保全の目標を設定し、水量水質の両面にわたり、熊本地域全体で地下水を管理していくための計画		
6		熊本市緑の基本計画	H16（2004）	H16（2004）～ R7（2025）	熊本市が「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、都市公園等の整備、管理に関する計画	令和2年度（2020年度）改定予定	報告
7		熊本市生物多様性戦略	H27（2015）	H28（2016）～ R2（2020）	本市の生物多様性を保全し、恵みを将来にわたって享受していくための基本方針や具体的な行動計画などを盛り込んだ基本的な計画	生物多様性国家戦略の改定に合わせて改定予定	
8		温暖化対策	熊本市低炭素都市づくり戦略計画（改訂版）	H26（2014）	H27（2015）～ R2（2020）	「低炭素都市くまもとの将来像」の実現及び温室効果ガス削減目標の達成に向けた地球温暖化対策の方向性や中長期の取組を定めた計画	今年度中策定の熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画へ移行
9		第4次熊本市役所グリーン計画	H26（2014）	H27（2015）～ R2（2020）	本市の事務事業から排出される温室効果ガス削減目標やその達成へ向けた取組の方向性等を定めた計画	令和2年度（2020年度）改定予定	
10	循環型社会	熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）	H27（2015）	H23（2011）～ R2（2020）	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に定められる一般廃棄物処理計画	令和3年度（2021年度）改定予定	報告
11		熊本市循環型社会形成推進地域計画（第二期）	H26（2014）	H27（2015）～ R2（2020）	循環型社会形成を推進するための基本的な方向、目標及び廃棄物の処理体制や処理施設の整備等の施策を示した計画	熊本市一般廃棄物処理基本計画改定後に第三期を策定	
12	その他	平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画	H28（2016）	-	策定した時点で判明している災害廃棄物の発生見込み量（推計値）を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画		

開催年度	開催日	審議会	部会	議題		備考
令和2年度	10月21日	第1回環境審議会	-	-	会長・副会長の選任について	
				-	各部会の構成について	
				-	環境局体制の紹介及び環境局主要事業について	
				【審議事項】	環境基本条例の改正について	諮問、骨子案について審議
				【報告事項】	環境分野の個別計画について	個別計画一覧にて説明
	11月〇日	第2回環境審議会	-	【審議事項】	環境基本条例の改正について	素案について審議
				【報告事項】	熊本市緑の基本計画の改定について	素案について報告
					環境保護地区について	現状報告
	12月	第3回環境審議会	-	【審議事項】	環境基本条例の改正について	答申
【審議事項】				次期環境総合計画策定について	諮問、骨子案について審議	
【報告事項】				熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の策定について	素案について報告	
令和3年度	4月	第1回環境審議会	-	【審議事項】	次期環境総合計画策定について	素案について審議
	6月	第2回環境審議会	-	【報告事項】	熊本市一般廃棄物基本計画の改定について	骨子案について報告
			-	【審議事項】	次期環境総合計画策定について	答申
令和4年度	未定	第1回環境審議会	-	-	-	

○熊本市環境審議会規則〔環境政策課〕

制定	昭和64年	1月	7日	規則第1号
改正	平成元年	4月	28日	規則第40号
	平成4年	4月	30日	規則第45号
	平成8年	4月	1日	規則第38号
	平成11年	6月	25日	規則第48号
	平成14年	9月	26日	規則第72号
	平成14年	9月	27日	規則第83号
	平成24年	1月	19日	規則第7号
	平成25年	7月	17日	規則第62号
	令和元年	6月	17日	規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 条例第3条第1項に規定する計画の策定に関すること。
- (2) 公害対策に係る基本的事項に関すること。
- (3) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）及び熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）の規定に基づき審議会が行うこととなる事務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に係る基本的事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べるができるものとする。

（平11規則48・全改、平25規則62・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（平14規則83・平25規則62・令元規則5・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平25規則62・一部改正）

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会の部会（以下「部会」という。）として、総合部会、生活環境部会及び自然環境部会を置く。

2 市長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、部会を設置することができるものとする。

3 部会は、会長から審議会に諮って指名する委員をもって構成する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

（平11規則48・追加）

(審議事項の部会への付議等)

第7条 会長は、審議会が審議すべき事項をそれぞれ適当な部会に付議することができる。

2 部会長は、前項の規定により付議された事項について審議を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

（平11規則48・追加）

(顧問)

第8条 審議会が審議すべき事項のうち、特に重要な事項について意見を述べるができる者として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 顧問の任期は、3年とする。

(平11規則48・追加、平25規則62・一部改正)

(専門員)

第9条 審議会が審議すべき事項のうち、特に専門的な事項について調査及び研究を行う者として、環境専門員(以下「専門員」という。)を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門員の任期は、委嘱の日から当該専門員の委嘱に係る専門的な事項に関する調査及び研究の結果について、審議会が市長に報告した日までとする。

(平11規則48・追加、平25規則62・一部改正)

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11規則48・旧第6条繰下)

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平11規則48・旧第7条繰下、平14規則83・一部改正)

(準用)

第12条 第5条第2項及び第3項、第10条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(平11規則48・追加、平25規則62・一部改正)

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、環境局環境政策課において行う。

(平元規則40・平4規則45・平8規則38・一部改正、平11規則48・旧第8条繰下、平24規則7・一部改正)

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11規則48・旧第9条繰下、平14規則72・平25規則62・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月28日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月30日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第38号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月25日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年1月19日規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月17日規則第62号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月17日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項の規定は、同日以後における委員の委嘱について適用する。

環政発第000271号
令和2年10月21日

熊本市環境審議会長 様

熊本市長 大西 一史
(環境政策課扱い)

熊本市環境基本条例の改正について（諮問）

熊本市環境審議会規則第2条第1項第4号の規定に基づき、次のことについて貴審議会の意見を求めます。

- 1 諮問事項 「熊本市環境基本条例」の改正の基本的考え方について
- 2 諮問理由

「熊本市環境基本条例」は、環境行政のよりどころとなる基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和63年10月1日に制定されました。本条例には、市、事業者、市民の責務が規定されており、条例制定以降、それぞれが連携して良好な環境の保全に取り組んでまいりました。

その結果、近年、本市の一部の自然環境の悪化には一定の抑制が図られたものの、良好な環境の確保のためには、引き続き長期的に対応していく必要があります。

また、近年顕在化している気候変動問題や生物多様性の損失、プラスチックごみ汚染等の新たな環境課題に対しても、市、事業者、市民それぞれが連携して対策に取り組んでいく必要があります。

以上を踏まえた「熊本市環境基本条例」の改正の基本的考え方について、諮問するものです。

○熊本市環境基本条例

昭和 63 年 10 月 1 日条例第 35 号

熊本市民は、豊かな自然と先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。

このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。

われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。

ここにわれらは、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(平 14 条例 44・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

(市民の責務)

第 5 条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、第3条第1項に規定する計画に基づき、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成その他生活環境の確保に関する事。
- (2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、河川の浄化その他自然環境の確保に関する事。
- (3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関する事。

(国等への措置要請)

第7条 市長は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(指導等)

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(あっせん、調停)

第9条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平14条例44・平19条例2・一部改正)

(審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。